

議第89号

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求
めることについて**

上記の議案を提出する。

平成27年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成26年度において県の
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	264,826,584 ^円	△ 73,656,456 ^円	191,170,128 ^円
彦 根 市	242,513,482	△ 13,962,072	228,551,410
長 浜 市	269,754,722	△ 15,530,413	254,224,309
近 江 八 幡 市	52,881,808	△ 10,749,857	42,131,951
草 津 市	86,290,668	△ 17,541,239	68,749,429
守 山 市	59,628,214	△ 14,059,153	45,569,061
栗 東 市	56,925,872	△ 13,339,374	43,586,498
甲 賀 市	62,649,389	△ 12,735,420	49,913,969
野 洲 市	53,006,236	△ 10,775,152	42,231,084
湖 南 市	52,073,027	△ 10,585,448	41,487,579
高 島 市	27,158,333	△ 14,359,083	12,799,250
東 近 江 市	137,861,976	△ 21,861,019	116,000,957
米 原 市	74,636,570	△ 4,297,003	70,339,567
日 野 町	14,682,478	△ 2,984,666	11,697,812
竜 王 町	17,482,104	△ 3,553,777	13,928,327
愛 荘 町	58,099,882	△ 3,344,947	54,754,935
豊 郷 町	15,798,443	△ 909,553	14,888,890
甲 良 町	17,570,231	△ 1,011,559	16,558,672

議第89号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	17,570,231 ^円	△ 1,011,559 ^円	16,558,672 ^円
計	1,581,410,250	△ 246,267,750	1,335,142,500

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成26年10月10日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第162号）」の金額を改めようとするものである。